



◆ 発行 ◆

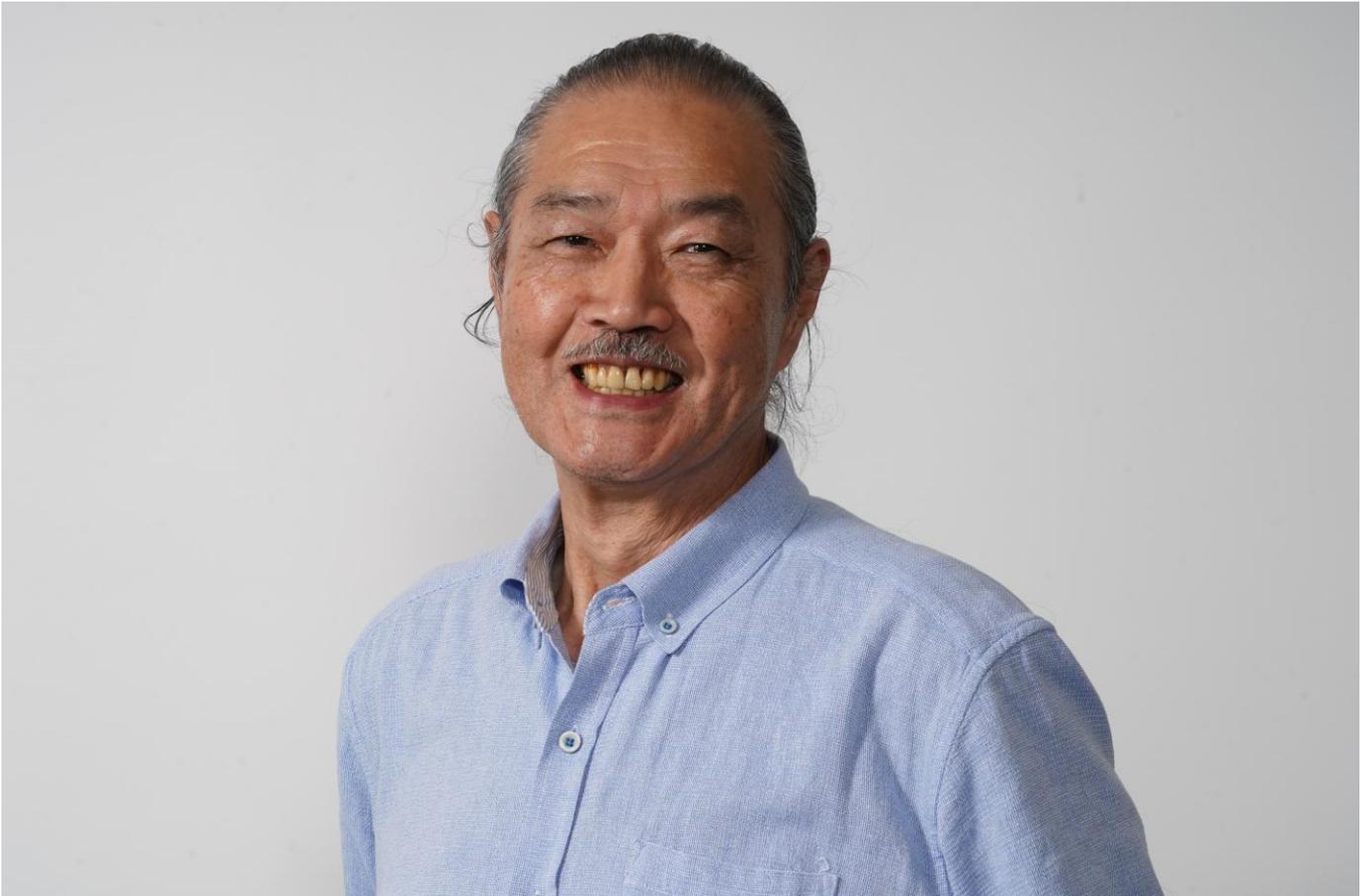
名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL& FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



大石守男(71歳)さんは、新潟鐵工所の新潟造船工場で配管工として働き石綿肺に罹患しました(2024年7月23日新潟市内 関連記事P2~P6)

#### 128号目次

- 🖋️ すげー環境悪いなと思っていましたが、耳栓だけしてマスクはしていませんでした 新潟鐵工所で配管工事に従事し石綿肺の診断を受けた大石守男さん P2~P6
- 🖋️ ニチアスじん肺岐阜訴訟は、控訴審も原告勝訴判決  
ニチアスは、上告受理申立て P6~P7
- 🖋️ 「中皮腫を治せる病気に！」を目指して関係省庁と交渉 P7~P8
- 🖋️ 金沢市でアスベスト相談会と講演会を開催 P8~P10
- 🖋️ 「認定」と「不認定」の狭間で P10~P11
- 🖋️ 地方公務員災害補償基金本部交渉 P11~P12

すげー環境悪いなと思っていましたが、

耳栓だけしてマスクはしていませんでした

## 新潟鐵工所で配管工事に従事し石綿肺の診断を受けた大石守男さん



筆者が新潟造船工場元従業員の大石守男さん（71歳）と最初にお会いしたのは、今年の2月でした。同じく新潟造船工場に勤務し胸膜中皮腫を発症した同期の石垣茂さんのご紹介で大石さんと新潟市内のクロスパル新潟で面談しました。大石さんからは、新潟東工業高校機械科を卒業した1971年3月に新潟鐵工所に入社し、新潟造船工場に配属され、船舶のエンジン場（機関室）の配管工として働きアスベストにばく露した話を聞かせていただきました。大石さんと面談した時、筆者が驚いたのは、大石さんが石綿健康管理手帳だけでなく、じん肺管理区分管理2のじん肺管理区分決定通知書を持参されたことでした。大石さんのじん肺管理区分決定通知書の胸部エックス線写真の像の欄を見ると、大石さんのじん肺像が一番軽度の1型であることを示すPR1にマルが付けてあり、合併症は無く、療養の必要はないという記載内容でした。決定年月日は、2021年3月29日で、筆者との面談の2年10か月前にじん肺管理区分が決定されたことが分かりました。じん肺管理区分決定を新潟労働局から受けるためには、じん肺管理区分決定申請の前に医療機関でじん肺健康診断を受け、レントゲン写真の撮影や医師の診察、肺機能検査等を受けじん肺健康診断結果証明書を作成してもらわなければなりません。大石さんが西新潟中央病院でじん肺健康診断を受けたのは2021年1月と2月でした。最終的な医師意見は、「石綿によるじん肺と考えます。病変の広さから1型をこえると判断します」と言うものでした。石綿肺になる程の作業環境とはどのようなものか知りたいと関心を持った筆者は今年7月、大石さんからもっと詳しく話を聞くため、ポートレイト撮影のためのカメラとスタジオ用ストロボを持ち新潟に飛びました。県営名古屋空港から新潟空港まではフジドリームエアラインズ（FDA）が直行便を運航しており、フライトは1時間です。FDAのエンブラエル機が新潟空港の西側から滑走路にアプローチする時は、信濃川河口近くに位置する現在の新潟造船（旧新潟鐵工所・新潟造船工場）が右側の窓から良く見えます。

1953年2月13日生まれの大石さんが、新潟鐵工所に入社したのは18歳になったばかりの1971年3月でした。この年、新潟鐵工所は、100人の高卒社員を採用しました。大石さんの母校の新潟東工業高校からは30人が入社しました。新潟工業高校の卒業生の採用が一番多かったそうですが、大石さんの入社の前年から新潟東工業高校の推薦枠が増えていました。当時、工業高校からの新潟市内に所在する企業の就職先としては、新潟鐵工所、日本軽金属、日本鋼管、三菱金属の4社が大手でした。大石さんは、県外で就職することは考えず「こっちで家を建てて、安定して生活するには新潟だと思った」ということで三交代勤務のない新潟鐵工所の入社試験を学校推薦で受けました。大石さんの機械科のクラスからは10人が同社に就職しました。この後、2年間は景気が悪くなり新卒採用は行われなかったということでした。新潟鐵工所では、様々な部門で新潟東工業高校の卒業生が働いていたことから、先輩や同期がおり仕事はやり易かったということでした。「仕事は慣れればよいけど、人間関係は難しいから、地元の知り合いが会社にいたのはよかった」と大石さんは回想しました。

入社してから2、3か月は、研修で、基本的なヤスリがけやはつり作業、現図場や溶接、

ガス溶断等の作業を行い、溶接作業、玉掛け作業、ホイスト業務等、現場での作業に必要な資格の取得をさせられました。

研修後は配管職種に配属になり船舶のエンジン場の配管工事に従事することになりました。後に作業長からは、「大石さんは体格が良く力があると思った」と言われました。当時は現在のように完成管を船舶の中に入れていく方式ではなく、直径10mmや6mmの鉄の丸棒で型を取った後、パイプを工場で曲げ製作し、船舶内に入れて長さなどを調整しフランジをパイプに仮溶接してから、工場に戻してフランジとパイプを全溶接したり、配管の用途に合わせて酸洗いやメッキ処理をしたりしました。パイプは、船内のエンジンルームの天窓から1本ずつ入れたり出したりすることから配管工には体力が必要でした。配管を仮合わせする時には、アスベストを含有するシートパッキンを2、3センチの正方形に切り、真ん中に穴を開けたものをフランジに2から4箇所かませボルトを入れて組みパイプに仮付け溶接していました。新潟造船工場で量産されていたマグロ船建造時の配管工事では、系統図を見てポンプの出入り口に付けるヘッダー、直管等は、あらかじめ計算出来、制作することが出来ましたが、その間を繋ぐ配管は型を取り制作をしなければなりませんでした。時代が進むとカッティングプランといって図面上で完成管や合わせ管を設計し制作をするようになり、だんだん現場合わせをすることは少なくなっていきましたが、大石さんが新潟造船工場の配管職種に配属されてから1978年8月に鉄道車輛を製造していた大山工場に異動になるまでの7年5か月の間は、船舶内で型を取り配管を制作し、仮付けする作業が繰り返されていました。349トンのマグロ船のエンジン場の配管工事には、5、6人の配管工が従事しました。マグロ船の他、フェリーや貨客船、水産庁の調査船等の建造にも大石さんは従事しました。忙しい時は、船舶の艀装工事を行う係留岸壁が足りなくなり、ロングサイドといってすでに岸壁に係留された船舶の脇にもう一隻をくっつけて係留することもありました。1971年に香港に輸出された2,140トンの客船「TAI SHAN (タイシャン)」の建造やキューバーのタンカーの建造にも従事したことが記憶にあります。TAI SHANは、香港にとっては日本から最初に輸入した客船で、香港政庁の規格に合わせたため新潟鐵工所には技術的難易度の高い船でした。イラクに輸出された500トンの7隻のタグボートの補償工事のために22歳だった1975年にイラクに海外出張することもありました。補償工事とは、船舶引き渡し後のクレームに対応するための工事です。イラクから帰国する時、トラブルでオランダ航空機から日航機への乗り継ぎがうまくゆかず、テヘランで一泊した思い出があります。

大石さんは、入社当時のことを「入った時は、一つ違いの先輩でも先輩に追いつけ追い越せで、友達なんだけれど切磋琢磨していました。若い職場だったから飲み会やっても皆で競い合って飲んだり、仕事も競い合っていました。マグロ船なんかは、同型船を何杯も同時期に作るので、他の船に見に行ってお互いのやったところとどちらが出来が良いか比べて、内心ここは負けたなとかここは俺のほうが勝ったなと日々切磋琢磨している感じだったので楽しかったですね」と回想しました。

船舶の建造では、船体のベースが出来て外板やフレームがある程度建った段階でエンジンをエンジン場に搭載します。搭載したエンジンには、アスベストクロスを被せ養生し、エンジンの周りに木枠を作り上部に乗れるようにしました。アスベストクロスは、常に現場に置いてあり、大石さんもハサミでアスベストクロスを切り、エンジン場内の機器類に被せたり、配管の修繕の時に使用したりしていました。艀装岸壁に船舶を浮かべる前、ドックや船台に船体がある間にエンジンへの冷却水を海水から取り込むための穴や冷却水を循環させたあとに排出する穴を開けてバルブを付ける作業も行われました。

エンジン場では耐火被覆のためのアスベスト吹き付け材の吹き付け作業は行われませんでした。

したが、エンジン場の真上にある居住区画が建造されていく段階で全ての間仕切りに吹き付け作業が行われました。エンジン場は、完全に密封されておらず、アスベスト吹き付け施工時に飛散した粉じんが上からエンジン場に落ちてきました。もうもうとするエンジン場にはキラキラ光る粉じんが漂っていました。大石さんは「すげー環境悪いな」と思っていました。耳栓だけしてマスクはせず配管を仮付けする溶接や吹管を持って配管のガス切断作業を行っていました。エンジン場の上にジャンボファンと呼ばれていた扇風機の巨大な機械を置き、換気が行われましたが、吹き付けの行われている上から空気を入れて外に出しているような状況でした。先輩や同僚達もマスクをしている人はいませんでした。この頃、アスベスト吹き付け作業は、大型船舶だけでなく全ての船の居住区画に行われていたと大石さんは記憶しています。「仕事終わって風呂入らんで家(いえ)帰らんね」ということで、仕事が終わると会社の風呂に入ってから帰宅していましたが、鼻をかむと埃で真っ黒な鼻水が出てきました。

1978年8月、大石さんは、新潟市東区で国鉄のディーゼル動車等の製造を行っていた新潟鐵工所の大山工場に異動になりました。1975年以降、制作以来20年以上経過してきた10代型式ディーゼル動車の更新時期を迎えたことにより、大山工場では新しく開発されたキハ40と47の系列の量産が行われ忙しくなっていました。大石さんは、大山でも配管工事に従事し車輛の扉を閉めたり、ブレーキをかけたりするためのエア配管や車内暖房のための蒸気配管等取り付けに従事しました。エア配管の接合部はねじ込み式でユニオンジョイントにアスベストパッキンが使用されていました。

国鉄の財政赤字が日本経済に影響を及ぼし始め、世論が抜本的再建計画の推進を求めるようになり始めた1982年、それまでは国営という半公共性を旗印に、長年にわたって継続してきた新製車輛の年次的、平準化生産計画は終わりを告げました。大山工場での車輛生産も少なくなり、大石さんは、1982年11月から翌年の9月まで新潟造船工場に応援に行き、1984年4月から翌年3月まで長岡工場に応援に行き射出成形機の配管取り付け作業に従事しました。どの職場にいても大石さんを可愛がってくれる人がいました。1987年4月末まで大山工場に配属されましたが、再び新潟造船工場に異動になる直前には、国鉄民営化に伴う嫁入り道具として、1986年に受注した北海道、四国、九州のいわゆる3島向けディーゼル動車を短納期で納入するため、繁忙を極めた時期もありました。1987年4月の国鉄民営化以降は、全体調整発注機構は消滅しました。

大石さんは、1987年5月に大山工場から新潟造船工場の配管職種に異動になりましたが、仕事の的にはブランクを感じませんでした。現場では、アスベスト吹き付け作業が行われなくなっており、養生のために使用していたアスベストクロスは黒い難燃性のノンアスシートに替わっていました。新潟造船工場でのアスベスト粉じんが漂う作業環境についての大石さんの記憶は、「本当にもくもくしたところでやっていたのは、入って(入社して)から2、3年くらいではないかと思うんですよ。だから、私より後から入った3つくらい下の人は、あんまり知らないはず。たまに先輩と飲む時には、アスベスト知ってるのは俺らが最後ですねって言うんですよ」というものです。

吹き付けアスベストは、我が国では、特定化学物質等障害予防規則の改正により1975年から原則禁止になりました。ただし、この時の改正では、アスベストの含有率が5パーセント以下のものは適用除外となり、その後も吹き付けロックウールには現場でアスベストが混入されたため90年頃まではアスベスト含有の製品が建設現場で吹き付けられていました。行政サイドのアスベスト専門家によると、吹き付けアスベストの施行期間は、吸音・断熱用として1956年頃から、耐火被覆用として1963年頃から始まり1975年に禁止されるまでの19年間となるということ(石綿ばく露と石綿関連疾患)、大石さんが新潟造船工場

で働き始めた1971年3月から1975年まではアスベスト吹付けが行われていたということになります。筆者はこれまで大石さんを含め3人の1971年に新潟東工業高校機械科の同じクラスを卒業し、新潟造船工場で働き、アスベスト関連疾患になった男性にインタビューをしました。新潟造船工場でガス切断をしていた石垣茂さんは胸膜中皮腫を発症し（もくれん124号）、居住区画の配管工事に従事していた金田彦三郎さんは石綿肺を発症（もくれん126号）、エンジン場での配管工事に従事していた大石さんも石綿肺に罹患しました。3人とも吹付けアスベストに間接的にばく露した記憶があり、アスベスト吹き付けの恐ろしさを実感しました。大石さんには、ぎょう鉄という厚鋼板の表面に加熱と冷却を加えることにより鋼板を湾曲させて曲面を形成していく金属加工に従事していた10歳上の先輩がアスベスト疾患で労災認定され、その先輩と同じ病室に新潟造船工場で船大工をしていた男性が入院していた記憶があります。ぎょう鉄の先輩は使用していたバーナーの火口（トーチ）近くにアスベストクロスを糸状にして巻いていたということでした。

2017年3月に64歳で退職する時、大石さんは先輩から新潟労働局に石綿健康管理手帳の交付申請を行い、退職後も定期的な健康診断を受けることを勧められました。在職中は、レントゲン検診車が造船所に来て年2回健康診断を受けることができましたが、退職後はそれがなくなってしまいます。2001年に新潟鐵工所が経営破綻した後、新潟造船工場は、三井造船の子会社として設立された、新潟造船に営業譲渡されていました。大石さんは、2003年に設立された新潟造船に引き続き勤務しましたが、新潟鐵工所時代のアスベストばく露について責任を負う必要がない新潟造船は、組合も含めて退職者に石綿健康管理手帳制度について情報を提供することはしませんでしたし、手帳交付申請時の事業主証明もする必要がなかったことから、退職者は同僚や先輩にアスベストばく露従事歴について証明をもらい手帳の申請を行っていました。大石さんも同僚から証明をもらい手帳の交付申請を行いました。

石綿健康管理手帳による最初の健診は2017年7月24日で手帳のCT検査の欄には、石綿肺と肺線維症のスタンプが押されました。当初、大石さんは西新潟中央病院ではなく、新潟労働局が契約をした健診センターで石綿健康診断を受けていました。2020年7月の石綿診察の問診の際に医師から「何がありますか」と問われ、他院で胸部画像に影あるといわれてたことについて聞きましたが、回答が得られなかったことから、2021年1月から西新潟中央病院で石綿健康診断を受けることにしました。西新潟中央病院での最初の石綿健康診断の時にじん肺の検査も受け、冒頭に記述したとおりじん肺管理区分管理2の決定を受けました。現在はたんがでる症状があるということでした。

新潟鐵工所が経営破綻する1年程前、1999年から2000年まで大石さんはインドネシアのスラバヤとスマランの造船所に技術指導のスーパーバイザーとして派遣され、4隻のタンカー建造の指導にあたりました。この頃、建造が始まる時や進水時等、船が完成するまでの間に複数回行われる支払いを本社が待ち望んでいたということの後になって上司から聞きました。

新潟鐵工所倒産後も新潟造船で勤務を続けた大石さんは勤務を続け、配管職種や船体に搭載するブロックに配管や梯子などの設備を先に取り付ける先行艀装の部門の作業長を経験しました。57歳頃に事務所に入り60歳の定年後に再雇用され64歳まで勤務しました。パソコン業務は、若い人に教えてもらいました。

大石さんは、インドネシアでは実年齢より若く見られたことと、イスラム圏ではひげをはやすことが良い事とされていたことから、インドネシア滞在の時から口ひげをはやすようになりました。インタビューの最中は、落ち着いた男性の雰囲気でしたが、ポートレイト撮影のため、ストロボの前に立っていただいた時の笑顔はとても若々しく、若い頃の面影を見る

ことができました。

(事務局 成田 博厚)

## ニチアスじん肺岐阜訴訟は、控訴審も原告勝訴判決

### ニチアスは、上告受理申立て



労職研会員だった福田文夫さん（81歳）は、岐阜県羽島市にあるニチアス羽島工場で保温材や原材料の混合作業等に従事し、アスベスト粉じんにはく露したことから、じん肺症の一種である石綿肺と合併症の続発性気管支炎に罹患しました。

労災認定後、福田さんはアスベストユニオンに加入し、ニチアスとの団体交渉に臨みましたが解決せず、2018年11月15日にニチアスに対する損害賠償訴訟を岐阜地方裁判所に提起しました。今年1月31日に岐阜地裁は、ニチアスが福田さん



傍聴に来て下さった支援者の皆さん

さんに対して1430万円の損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡しました。ニチアスはこの判決を不服とし名古屋高等裁判所に控訴していました。

5月30日、名古屋高裁で控訴審の期日が開かれましたが1回で結審しました。控訴審期日後の7月7日午前0時10分、福田さんは、判決を聞くことなくお亡くなりになりました。

8月8日、名古屋高裁は、控訴を棄却するとの一審判決を維持する判決を言い渡しました。福田さんの奥様（78歳）は、「とってもうれしいです。お父さんが一生懸命頑張った成果が本日の勝訴判決につながったと思います」とのコメントを発表し、長男様（58歳）は、「長い間裁判をやらせていただき、本日、勝訴したことにより父の無念も晴れたと思います」とのコメントを記者団に発表しました。

福田さんがニチアスで働いたのは中学校卒業後の1959年3月から退職する1970年1月までの10年10か月間でした。ニチアスでの福田さんの仕事は、保温材の成型作業や「別荘」と呼ばれる建屋での原料混合作業でした。

成型作業では、混合槽というお湯を張ったタンクにアスベスト等の原料を投入する時に、同じ建屋内で作業をしていた福田さんのうえにアスベストが降りかかりました。「別荘」という建屋内でのアスベストと珪藻土等、原料の混合作業では、コンクリートの床にぶちまけた原料をスコップで混ぜ合わせる時に大量の粉じんが発生し部屋中が真っ白になりました。

ニチアス羽島工場では、これまで93件のアスベスト労災が認定されていますが、会社に対して損害賠償訴訟を起こし認められたのは、福田さんを含めて3人です。2015年9月14日、岐阜地裁は、ニチアスに対して2人の元従業員に4180万円の損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡し、一審で確定しました。この2人の元従業員は、福田さんの元同僚でした。

福田さんの訴訟では、中央じん肺診査医としての任務や、厚生労働科研労働安全衛生総合研究事業、労災疾病臨床研究事業の研究を推進する等の功績が認められたことから、昨年

7月に令和5年度厚生労働大臣功績賞が授与された長崎大学の芦澤和人教授による、福田さんのじん肺は管理1相当であるという意見書がニチアスから岐阜地裁に提出されていました。

9月3日、福田さんの訴訟を担当する弁護士から筆者にニチアスより上告受理申立てがなされたと連絡がありました。上告受理申立ては、高等裁判所の判決に判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由とする場合の不服申立ての方法です。

筆者は、ニチアスの上告受理申立てに大変驚き、建設アスベスト訴訟でも多くの事件を抱えているニチアスは、なりふり構わずという状況になっているのではと考えました。

(事務局 成田 博厚)

## 「中皮腫を治せる病気に！」を目指して関係省庁と交渉



「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」では、2024年7月5日(金)に衆議院第二議員会館で「中皮腫を治せる病気に！使ってよ、750億円！アスベスト健康被害の格差とすき間のない補償を求める省庁交渉」を開催しました。北は北海道、南は宮崎県から約70名の患者や家族など関係者が全国から結集しました。

開催にあたって、参加を要請した厚生労働省と環境省には要望事項を送付し、当日はそれにもとづいて回答してもらい、参加者からの質問や意見に答えて頂く形式で進められました。要望事項は20程にも及びましたが、当日の議論の中心は「省庁側の被害者との向き合い方」、「中皮腫などのアスベスト疾患の治療研究等の課題」に関する内容でした。

今年1月末で異動となった環境省石綿健康被害対策室長が、異動先の水俣病対策の関係部門の業務において、水俣病被害者らと環境大臣との面談中に予定の1人の持ち時間3分が経過したという理由で次々とマイクの音量を切ってしまったことでその会合が開催された5月に問題となりました。同氏はアスベスト問題でも私たちと真摯に向き合おうとする姿勢がなく、石綿健康被害救済制度の見直しを議論した中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会(2022年5月~2023年6月に開催)でも非常に乱暴な運営に終始していました。

会合の冒頭、まずは環境省のこのような姿勢について強く指摘しました。環境省の参加者からは、今後はしっかりと意見を聞くことに努める旨の回答がありました。後日ですが、同省の石綿健康被害対策室長が当会の事務所を訪れ、私たちの要望に改めて耳を傾けました。また、その数週間後には当会の会長の小菅をはじめ関係者数名が環境省を訪れ、意見交換の場を設けました。個別の課題に対する具体的な進展があったわけではありませんが、このような機会を引き続き設け、一つひとつの課題について一歩ずつ改善を図っていきたいと考えています。

さて、省庁交渉の中心的なテーマであった中皮腫などのアスベスト関連疾患の克服に向けた国の取り組みについてです。昨年、厚生労働省は「労災疾病臨床研究費」の年間予算を1億円ほど増額させました。その増額に伴い、新たな治療薬の実用化に必要な臨床試験の支援を開始しました。昨年12月に公募によって、兵庫医科大学病院の長谷川誠紀医師が研究代表者を務める「光免疫療法の中皮腫への適応拡大を目指す治験」が採択され、3年間で3億円以上の支援がされる予定となっています。しかし、このような臨床試験は必ずしも実用化



交渉開始時に要望書を提出

に結びつくわけではなく、できるだけ多くの有望な臨床試験を実施していく必要があります。そのためには、連続的に新たな臨床試験を支援していく必要があるのですが、厚労省は新たな研究の公募を3年後に実施する予定にしています。これでは患者さんを救うことはできません。当日は、腹膜中皮腫患者で中皮腫サポートキャラバン隊理事長であり、岐阜県在住の平田勝久さんなどから使える薬が限られている問題などについても切実な訴えがされました。厚労省の担当者は持ち帰って検討するといった対応に終始しましたが、患者さんやご家族からの切実な訴えを具体的な施策に落とし込んで頂きたいと思います。

また、参加者からは厚労省や環境省などの関係部局が協力して治療戦略について協議する場の設置を求める意見も出ました。厚労省の一部の部局や環境省は前向きに受け止める返答がありましたが、厚労省の石綿対策室などより石綿被害の責任を持つべき部門の関係者から前向きな返答がなかったことは極めて残念でした。

今年の省庁交渉はほかにも医療にかかわる課題、石綿救済制度の療養手当の給付水準や給付体系見直しの問題や関係諸制度のなかでの「すき間」とも言える問題についても回答、議論がされました。引き続き、「中皮腫を治せる病気に！」を目指して国を動かす取り組みを進めていきます。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会事務局長 澤田慎一郎)

## 金沢市でアスベスト相談会と講演会を開催



9月1日に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北陸支部は、金沢市勤労者プラザで相談会と集会を行いました。

午前中のアスベスト相談会には、1972年から12、3年間歯科技工士として働き、詰め物（インレー）や被せ物（クラウン）を作る時に用いる歯科材料にアスベスト製品があったという石川県内の71歳の男性が来場しました。男性の記憶にあるアスベスト含有歯科材料は、机の上に敷いたアスベストシート、真ん中の凹んだアスベストブロック、鋳型を取り囲む緩衝材や金属をこする際に用いたアスベストリボン等でした。歯科技工士を辞めてからは、事務職に就かっていたということでアスベストばく露は無いということでした。この4、5年心肺能力が衰えたように感じていたということで新聞記事をみて来場を決めたということでした。かつて勤務していた歯科医院は代替わりしたもののまだ有るとのことだったので石綿健康管理手帳の交付申請のお話しなどを関西労働者安全センターの酒井恭輔さんと筆者でしました。男性は、5年程、胸部レントゲンを撮影していないとのこと一度、自費で呼吸器内科を受診してみて、アスベストばく露所見が見つかるようなら、かつての勤務先の歯科医院に石綿健康管理手帳交付申請の書類に証明を依頼しに行くとお話しになりました。この男性の他にはかつて保温工として働いていた男性が来場しました。

午後の集会では中皮腫サポートキャラバン隊と石川県かほく市在住の胸膜中皮腫患者大嶋章さんが講演を行いました。大嶋さんには、金沢集会に先駆けて8月28日に石川県庁で行った記者会見にも参加していただきました。会見では、大嶋さんにご自身の経験を話していただきましたが、北國新聞や中日新聞、朝日新聞などに記事が掲載されました。

冒頭、北陸支部世話人の野村美雪さんが「私は主人が中皮腫でした。他界して11年目になります。私の主人が病気の際は相談会もなかったので他の患者さんと繋がりたいと思ってもなかなかできなかつた。アスベスト被害に遭った方は、患者が少なく孤立的なところが多く、病院でも予後が良くないことを言われて気も滅入ります。主人は他の患者さんと繋がって予後を暗くするのではなくてお互い共有しあっていかに病気の間を有意義に過ごすかとい

う話をしたいという意思が強かった」と挨拶されました。

講演会では最初に中皮腫サポートキャラバン隊理事長の平田勝久さん（69歳）の講演が行われました。平田さんは、会社経営者であった2018年8月に悪性腹膜中皮腫、ステージ4相当の診断を受け、抗がん剤治療や免疫チェックポイント療法等を受けてきました。腹膜中皮腫の診断を受けてから6年目になりましたが、現在は、抗がん剤等の治療は終了し緩和ケアを受けているということでした。平田さんの通院するがん専門病院には、心のケアを専門にしてくれる看護師さんがおり、「心のケアをやりながら中皮腫と一緒に生きていくという、前向きな生活に慣れていくことができ緩和ケアは私にとって良かった」とお話しになりました。平田さんのお話しは、ご自身の体験の他、中皮腫患者白書やキャラバン隊の活動等多岐に渡りましたが、キャラバン隊前理事長の故右田孝雄さんと兵庫医大呼吸器外科の橋本昌樹医師とで作り上げた21本のYouTube動画、「ミギえもん&Dr.ハシモトの中皮腫のこと教えて下さい」はどのサイトを見るよりも分かりやすいと参加者に視聴を勧めました。

キャラバン隊で理事、運営委員を務める腹膜中皮腫患者の中島喜章さん（68歳）にもお話しをしていただきました。新潟県燕市吉田で内科開業医をしていた時に腹膜中皮腫を発症し、2017年1月に確定診断を受けました。同年2月から新潟大学医歯学総合病院でアリムタとシスプラチンの併用療法を6回、その後、7月からはアリムタ単剤療法を62回受けました。2021年6月からは、国立がん研究センター中央病院腫瘍内科でオブジーボの医師主導治験に参加し44回投与を受けましたが、2023年2月に心横隔膜角リンパ節腫脹で終了しました。4月からは、新潟大学医歯学総合病院でアリムタ単剤療法が再開され、80回実施されましたが、反応していたCA125という腫瘍マーカーが2023年末頃から上り始め、耐性ができたことから終了しました。今年5月からは、6回の予定でシスプラチンとアリムタの併用療法をもう一回やってみようということになり、腎機能への副作用を避けるため通常の8掛けの量のシスプラチンと通常の量のアリムタを4週間毎に投与しています。中島さんは、担当医に遺伝子パネル検査を受けることを希望し、8月に消化器外科に入院し審査腹腔鏡手術でお腹の中を見てもらい検体を取ってもらいました。検査の結果は2か月先なのでその間は今の治療を続ける方針で、10月には5回目のシスプラチンとアリムタの抗がん剤治療を受ける予定ということでした。

かほく市在住の胸膜中皮腫患者の大嶋章さん（65歳）は、2022年2月に確定診断を受けました。その後、アリムタとシスプラチンの抗がん剤治療を受け、3月には、胸膜切除の手術を受けました。2023年11月には心膜に心嚢水が溜まっているのが見つかり10日間程入院しました。心嚢水が溜まっていることが分かった時、大嶋さんは医師に「忙しいから帰らなければ」と伝えましたが医師から、「来週来たらあなた死ぬよ」と言われました。

退院後に再発と転移が見つかりオブジーボとヤーボイの治療が始まりました。17回投与を受けましたが13回目くらいから左腕がむくんで上がらなくなってしまいました。左鎖骨下リンパ節腫大のため、10回放射線治療を受けました。再びアリムタとシスプラチンの治療を受けることになり、先日、1回目を受けたということでした。抗がん剤の治療を受けると食事が低下するというので入院しても殆ど食べられなくなるということでした。主治医とは好きなことを言い合えるということいい先生に巡り合ったと思っています。食事が取れないことから体力が回復せず、勤務している機械を製造する会社での板金加工の仕事には行っているものの息切れで一服する時間が長くなっているということでした。

3人の患者さんの講演の後、副会長の松島恵一さんによる震災アスベストについての講演が行われ、その後参加者の皆さんとの交流になりました。若い頃に大阪の左官会社で働いていたという金沢市内在住の胸膜中皮腫の男性や塗装工だった父親が胸膜中皮腫で亡くなった

という女性、がんとむきあう会・元ちゃんハウスの西村詠子さん、能登半島地震におけるアスベスト飛散に関心がある女性とお話しをすることができました。



(事務局 成田博厚)

## 「認定」と「不認定」の狭間で

### —職業を理由としたアフガニスタン難民の事例から—



1970年代後半にインドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）から多くの難民が発生し、日本も2005年までに1万人以上の方をインドシナ難民として受け入れました。日本は1981年には難民条約と難民議定書に加入し、現在も法務大臣が難民認定を行っています。難民条約と難民議定書は「難民」の定義を定めており、難民とは、①出身国の外にいて、②人種・宗教・国籍・特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、③迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、④出身国の保護を受けることが出来ない又は保護を望まない方、のことをいいます。

本国で行っていた仕事を理由に難民申請をするケースも多くあります。例えば、野党の政治家、政府に批判的な記事を執筆していたジャーナリスト、人権活動家、政府が禁止している宗教の関係者、などが代表的です。昨年（2023年）、日本では237人のアフガニスタン人が難民として認定されましたが、その多くは本国での職業を理由とする認定であると考えています。米軍が撤退を始めたアフガニスタンではタリバンが急速に各地を制圧し、2021年8月15日、ついに首都カブールもタリバンに制圧されました。これによって、事実上の「タリバン政権」が誕生したのです。

「タリバン政権」は、イスラーム法であるシャリーアを重視して、アメリカの支持を受けていたそれまでの政権（旧政権）を批判する政策を行っています。女性・少女の権利の著しい制限などが代表的ですが、旧政権時代に政府職員をしていた人や治安部隊に勤務していた人（旧政権関係者）も迫害しているのです。国連機関は、2021年8月15日から2023年6月30日までの間に、超法規的殺害（違法な殺害）、強制失踪、違法な逮捕・拘束、拷問など、少なくとも800件の人権侵害が旧政権関係者に対して行われた、と報告しています。このような情勢を背景に、帰国した場合に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているとして、多くの方が1年程度という期間で比較的迅速に難民として認定されています。

迫害を受けるリスクのある一定の「グループ」に属する方を、比較的迅速に認定すること自体は、これまで認定者数が低迷してきた日本において大きな一歩であると考えます。一方で、同じアフガニスタン出身でも、この「グループ」に当てはまらない方つまり、旧政権関係者でない人が認定されるのは日本では難しく、疑問を感じているところです。

アフガニスタン国民の多くはイスラーム教スンニ派で、少数派のイスラーム教シーア派を信仰するハザラ人などが、旧政権時代から迫害の対象とされてきました。加えて、「タリバン政権」誕生後は、ハザラ人をはじめとする宗教的少数派に対する迫害がさらに激しくなっていますが、難民として認定されるのは難しい状況が続いています。これまで長く迫害や抑圧の対象とされ、現在は更に過酷な扱いを受けている方たちも、「グループ」と考えて迅速に認定することはできないのでしょうか。

アフガニスタン以外の国の出身者に目を向けてみると、2024年2月末までに644名の「ウクライナ避難民」が補完的対象者として認定されています。補完的保護対象者認定制度は2023年12月1日に運用が始まった新しい制度で、法務大臣はわずか3か月の間に650名近くの方を認定したことになります。定義を公表していない「ウクライナ避難民」という「グループ」に入っていると国が考えた人に対しては、数ヶ月程度で迅速に認定がされています。一方で、この間にロシアから逃れた方で補完的保護対象者として認定された方はいません。また、ニュージーランドでは、ウクライナでの武力紛争から逃れた方が難民として認定された事例がありますが、日本では少なくとも昨年末の時点では誰も認定されていません。法務大臣は、「ウクライナ避難民」は、補完的保護対象者に該当する「グループ」であると考えている一方で、難民に該当する「グループ」ではない、と考えているのです。

数年前から、日本では特定の「グループ」について比較的迅速かつ大量に認定を行う事例が見られるようになりました。これまで、処理にかかる期間の長さや認定数の低さが問題視されてきた日本の難民認定制度において、大きな前進でしょう。一方で、その「グループ」から外されてしまった人たちとの間に大きな差があるとき、私たちは、手続全体の平等さ、公正さについても目を向ける必要があるのではないのでしょうか。

（NPO 法人名古屋難民支援室 コーディネーター 刈茅豊）

## 地方公務員災害補償基金本部交渉



7月9日、全国労働安全衛生センター連絡会議と地方公務員災害補償基金本部との交渉が行われました。コロナ禍で中断していたことから基金本部とは久しぶりの交渉となりました。全国センターからは、筆者を含む10名が出席し、基金本部からは、総務課次長、困難事例の調査役、企画課兼総務課次長の3人の職員が出席しました。

今回の交渉には、2017年11月16日に職場での体力錬成中に心停止を起こし死亡した茨城県稲敷広域消防本部のスーパーレスキュー隊員だった宮本竜徳さん（みやもとたつのり、享年25歳）のご両親が出席されました。辰徳さんの死後、ご両親は、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部を通じて公務上災害として公務災害認定請求の手続きを進めましたが、2018年8月に公務外の決定を受け、今年6月には、再審査請求が棄却されました。昨年、再審査請求中に東京地方裁判所に竜徳さんの公務災害認定を求める裁判を提起しています。



亡竜徳さんの遺影と共に参加された宮本ご夫妻

竜徳さんの母親の宮本藤子さんは、基金茨城県支部審査会の裁決書の中に、同支部審査会が依頼した専門医の意見書があり、そこには「本人の素因より、スーパーレスキュー隊のアスリートレベルの職務が、少しずつ心臓に影響を与え不整脈原性右心室心筋症（ARVC）となった。直前の体力養成は身体活動のメッツ表から、9メッツ以上のものだと判断が出来る。この負荷が起因して、心停止を起こした」と公務との起因性が記載されていることに触れたうえで、公務外としたことを批判しました。「生前に竜徳に ARVC の診断がされていればと悔やまれてならない」と述べ、「基金には竜徳が死んだという結果から本来、どうすればよかったのか。何をしていたらよかったのかを考え、ARVC の人が心臓突然死に至るリスクを教訓としていただきたいです」と述べました。

（事務局 成田 博厚）

## 労職研の活動

2024年6月		2024年7月	
7日	建設アスベスト給付金に関する厚労省交渉（Zoom）	7日	労住医連総会
16日	労職研総会	20日	東海在日外国人支援ネットワーク総会

2024年8月		2024年9月	
8日	ニチアスじん肺訴訟控訴審判決	1日	金沢アスベスト相談会・集会
28日	金沢県庁記者会見	26日	アスベストユニオン会議

### 【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923  
加入者 名古屋労災職業病研究会

### 発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太  
名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階  
Tel./Fax.052-837-7420  
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp  
<http://nagoya-rosai.com/>